

西興部村家庭菜園用電気柵等購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有害鳥獣による家庭菜園への被害を抑制するために、効果的な電気柵等の対策用品を購入する世帯に対して、購入に必要な経費を補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭菜園 営利を目的としないで、自宅敷地や西興部村体験農園で野菜や果物などの栽培を行うことをいう。
- (2) 有害鳥獣 ヒグマ、エゾシカ、キツネ、カラス（ハシボソガラス、ハシブトカラス）、ドバト（カワラバト）他家庭菜園作物に被害を与える鳥獣のことをいう。
- (3) 対策用品 次に掲げるものをいう。
 - ア 電気柵 外周の柵上に設置した電線に、電流を流すことにより、有害鳥獣の侵入を防止する設備。
 - イ フェンス 金網、ワイヤーメッシュ及びこれらの設置に係る杭、支柱等の固定資材で、家庭菜園を囲い有害鳥獣の侵入を防止する設備。
 - ウ ネット 対鳥獣用防護ネット、防風ネット及びこれらの設置に係る杭、支柱等の固定資材で、家庭菜園を囲い有害鳥獣の侵入を防止する設備。
 - エ 忌避剤 有害鳥獣が、嫌うニオイや成分で菜園に近づけさせないことを目的とする薬剤。
 - オ その他 家庭菜園への被害防止に効果が認められるもの。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の対象世帯は、次の各号の要件を備えていなければならない。ただし、申請は補助事業期間内一回を限度とし、家庭菜園が複数ある場合は圃場ごとに次年度以降の申請を可能とする。

- (1) 村内に住所を有し、家庭菜園を行っている世帯。
- (2) 設置した対策用品を適正に管理できる世帯。

(補助対象となる商品)

第4条 補助対象となる商品は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 有害鳥獣による家庭菜園への被害を抑制するために、効果的な対策用品。
- (2) その他村長が特に必要と認めたもの。

(補助金及び補助個数)

第5条 補助金は、50,000円を上限とし、補助対象経費の3分の2（千円未満切り捨て）以内とする。

2 補助個数は、対策用品であれば複数を認める。

（補助金交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする世帯は、西興部村家庭菜園用電気柵等購入補助金交付申請書（様式第1号）に領収書及び購入した対策用品の写真を添付し、村長に提出するものとする。

（補助金交付の決定通知）

第7条 村長は、申請のあった世帯に対し、内容を審査の上、西興部村家庭菜園用電気柵等購入補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付する。

（補助金の返還命令）

第8条 村長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた世帯があるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（補助事業の実施期間）

第9条 この補助事業の実施期間は、令和4年度から3年間とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。